

災害から見た近代中国の農業構造の 特質について

——1934年における華中東部の大干害を例として——

弁 納 才 一

はじめに

華中は、1931年に長江氾濫による大水害に見舞われた後、1934年には未曾有の大干害に襲われた。同年7月中旬の実業部中央農業実験所の報告によれば、干害に苦しめられた省は江蘇、浙江、湖北、河北、安徽、陝西の6省とされ¹⁾、また、8月初めに発表された推計によれば、被害の損失は、江蘇省が1億8,000万元、浙江省が1億9,750万元で、安徽省及びその他の省を加えると、全国で約23億元にも達したとされている²⁾。その中でも被害が最も酷かった浙江省では、被災者が800～900万人に達し、百年来未曾有の災害となつた³⁾。

自然災害が地理的ないし自然的条件によって大きく影響されることは言うまでもないことだが、一方で、その被害の程度は人的ないし社会的条件によって異なってくることもしばしば目の当たりにするところとなっている。

1937年以前に中国で発生した様々な災害については、すでに鄧雲特の『中国救荒史』が網羅的に紹介しており、同書は、災害の原因を単に自然的条件のみによってではなく、むしろ社会的条件に重点を置いて分析している点に特長がある⁴⁾。

本稿では、上記の点に学びながら、1934年の干害で浙江省における被

害が最も大きかったのは、単なる偶然だけではなく、同省の農業構造の在り方ともかなり密接な関係があったという視点に立ち、以下のような手順で分析を進めたい。すなわち、まず1934年の大干害による被災が酷かった江蘇省と浙江省の状況と干害に対する民衆の動向をやや詳細に紹介し、次いで中央、省、県市の各級政府がいかなる措置を取ったのかを検証し、最後に華中東部の米事情に簡単に触れ、浙江省の被害の状況が浙江省自体の農業構造の特質的一面を反映していたことに言及したい。

以上のような分析を通じて、浙江省で食糧増産を目指して1935年から稻麦改良事業が本格的に展開されるようになった直接的事情をも知ることができるとと思われる⁵⁾。

1. 干害の惨状

(1) 江蘇省

江南の各県では、6月下旬から突然暑くなり、7月になると最高気温が40度を超える、日射病による死者が多数出た。また、ほとんど雨が降らなかったので川が涸れ、街では飲料水が不足し、船が通航不能になって糞の処理ができず、悪臭が溢れ、農村では農地への水汲みが困難になって水田に亀裂が入り、多くの農地で播種できず、播種した作物の多くが枯れ、米価が高騰していった⁶⁾。

このような状況下、各地で雨乞いが行なわれた。例えば、江陰では6月29日から県長や公安局長も参加して雨乞いが行なわれ、無錫でも7月初めに僧侶、紅卍会、道士が念仏を唱え、農民も涸れた川底で雨乞いをした。また、蘇州では、道教公会が7月1日から玄妙觀に祭壇を設けて雨乞いを始めると、北雪涇の郷民100人余りも小白龍を担いで入城して雨乞いを行ない、10日には高僧20人と門徒80人が街を巡回し、15日には呉県佛教会の僧侶・門徒300人余りが宝積寺、玄妙觀三清殿、宝連寺を廻って雨乞いを行ない、精肉業者は2週間屠殺を禁じた。さらに、常熟でも7月に頻繁に雨乞いが行なわれ、三峯龍殿の銅龍王が慧日寺に迎えられると、非常に多くの人が祈禱し、県長も毎朝焼香するとともに3日間屠殺を禁じ、暫くして一般の仏婆（婦人の佛教信徒）も涸れた川底で雨乞いを始めた。他に、常州、嘉定、青浦でも7月4日から一斉に屠殺

を禁じて雨乞いを行ない、龍王を担いで雨乞いを行なっていた揚州の七里甸地方の郷民も11日に県長に凶作の視察と屠殺の禁止を求めた⁷⁾。

もっとも、民衆は単に神仏にすがっただけではなかった。すなわち、無錫では、雪堰橋郷長が周涇浜の浚渫を求め、閔江郷長も区公所に閔江の浚渫と県建設局による調査を要求したし、石塘湾や洛社一帯では銅鑼を鳴らして数百人の農民を集めて自ら河道を開削して運河から取水して水田を灌漑した⁸⁾。蘇州では、7月初旬、道士の張一鵬が15,000元で上海から揚水ポンプ30台を購入して無報酬で汲水し、7月中旬には市民が自主的に井戸掘りを始め、一方、16日、唯亭の39郷の代表100人余りが県政府に望亭沙墩港口の開放と揚水ポンプ20台の設置を求め、20日には斜塘郷長が県政府に凶作の救済を求めた⁹⁾。他にも、常熟各地の郷民が県政府、党部、農会などへ凶作の救済を求めた¹⁰⁾。

7月中旬過ぎに各地で一時暑さが和らぎ、無錫では13日から雨が降って最高気温が下がり始め、18日に34度、20~24日には30度となり¹¹⁾、蘇州でも約2ヶ月ぶりに19日から3日連続雨が降って米価も幾分下ったので、人心も落ち着きを取り戻した¹²⁾。だが、雨量が少なすぎ、7月下旬以降再び各地で雨乞いが行なわれた。例えば、無錫では、稻が枯れて焦りと不安を覚えた郷民が屠殺を禁じて雨乞いを行ない、27日に光復門外南倉門の過榮庭らが道士10人余りを集めて雨乞いを始めると、仏婆200人余りも念仏を合唱し、道を塞ぐほど大勢の見物人が押し寄せた¹³⁾。また、蘇州では、2週間連日、大勢の民衆が雨乞いの賽会（神像を担いで銅鑼や太鼓を鳴らしながら街を歩くこと）を行ない、觀前街一帯が異常なほど混雑したので、公安局長は治安の悪化を恐れて26日以降の賽会の挙行を禁じた¹⁴⁾。あるいは、常熟でも大白龍王を祭って雨乞いを始めて1ヶ月後の17日から雨が降り、これを龍王の賜物と見なして24日夜に賽会を挙行したが、人々が通りに溢れて異常なほど盛り上がり、慧日寺と老廟では30日と31日にも賽会を挙行することを決めた¹⁵⁾。

7月後半からは各地で灌漑に関連して騒動が発生するようになった。蘇州では、横涇郷陸巷村のある農民がある工場から揚水ポンプを借りて水田を灌漑したところ、それを区公所から借りたものと誤解した同郷の郷民500~600人が、7月11日、区公所に押寄せ、水汲み機の貸与、被災調査、雨乞いの挙行などを求め、区公所内の器具などを破壊した。これ

に対し、区長から連絡を受けた県政府は、被災調査を約束するとともに民衆による雨乞いを許可した¹⁶⁾。嘉定では、14日、庵橋郷垂一団地方の農婦50~60人が県政府に赴き、水汲みができずに水田が干上がり、米価も高騰して生活が苦しいと口々に訴え、混乱状態に陥ったので、県政府は方法を講ずると約束して60元ずつ与えて退去させた¹⁷⁾。崇徳では、18日、1,000人余りの農民が雨乞いを求め、母屋に逃げ帰った県長を追って大挙して乱入したので、警士が発砲して2人の死者と多くの負傷者を出した¹⁸⁾。同日、啓東県東安鎮の郷民500人余りが、雨乞いのために地元の廟に集まろうとしたのを阻止しようとし、税警一分隊が発砲して5人を負傷させると、激怒した郷民が税警隊の伝令兵2名を捉えて殴打して負傷させたが、県長は商会主席らと郷民を説得して退去させた¹⁹⁾。

水を巡る争いも比較的多かった。無錫では、第10区南張浜牛車壩地方の石玉林らが水田への水汲みを揚水船主の吳聰宝に依頼したが、洛社鎮下塘葛巷上の沈錫麟らも吳に揚水船を借りたいと申出て断られ、怒った沈らは同村の郷民180~190人を集めて吳の船を襲撃し、これを聞いて駆付けた南張浜の郷民にも暴行を加えた²⁰⁾。また、江陰では、北渚の農民の陸雪根が水を巡って薛根生と衝突して竹竿で突き刺されて死に、馬嘶郷六保の陶栄生は周阿忠と水を争って殴り殺された²¹⁾。さらに、揚州北部の居広銀が飲料としていた水を隣人の蔣延宝が灌漑用として汲み始めたので、居が弟などを率いて蔣の水汲みを止めさせようとして蔣兄弟に重傷を負わせた²²⁾。あるいは、海門県第3区では、川が涸れて飲料水も途絶えたので、県政府に大河からの取水を願い出て、12日、郷民1,000人余りが開削を始めたところ、この川の北部の郷民1,000人余りが反対して阻止しようとし、互いに農具を武器に衝突した²³⁾。

米騒動も頻発した。7月20日、松江の孫正裕は村民10人余りを率いて同村の徐子高らの家から8石余りの米を奪った²⁴⁾。また、19~20日、吳江の震澤区花木橋郷などの婦人らが震澤にやってきて食糧を奪ったので、震澤公安分局は警察を派遣して弾圧したが、26日にも花木橋郷や安工橋郷の婦人100人余りが下塘恒豊太米行から米を奪おうとしたので、公安分局長が警察を率いて説得して帰らせた。だが、1ヶ月後の8月19日、浦房村など10ヶ村余りの郷民300人余りが区公所にやってきて干害

の救済を求め、区長が不在で持があかなかったので、区公所、公安分局、蚕桑改良区駐震辦事処を襲撃し、さらに鋤などを持って米店に押入って米を奪い、警察が発砲して弾圧すると、銃を奪い取って多数の警官を負傷させた。こうして、状況が緊迫したので、商店は次々と店を閉め、20日には保衛隊・水巡隊や水警分隊が警戒にあたったが、郷民の一部が震澤鎮第一の金持ちの邱輔卿の家に押入り、さらに火を放とうとしたので、保衛隊が駆付けて郷民を追払ったが、損失は7,000元以上にも及んだ²⁵⁾。

8月下旬、無錫や常州では、ほぼ1ヶ月ぶりに雨が降り、最高気温が約30度まで下がり、人心もやや落ち着きを取り戻したが²⁶⁾、無錫の工運橋や西城門外一帯には老人や子供連れで溧陽から数千人もの難民がやってきた。溧陽では、5月20日以降ほとんど雨が降らず、水田には亀裂が入り、稲が枯れて絶望した農民が、自殺したり、米を奪ったり、あるいは乞食となって各地へ流出したり、餓死したりしたが、9月になると、県長と商会が旱災救済委員会を組織して各地に救いを求める、同県中で最も被災の酷かった第4区では、難民が1万人余りに達し、餓死者が道に溢れるようになったので、区長が乞賚團を組織して南京、上海、無錫の慈善家に救いを求める一方で集めた募金で施粥廠を設立した²⁷⁾。また、10月3日、溧陽と同様に被災が酷かった宜興の旱災救済委員会の代表も無錫にやってきて、商会や紅卍字会に救済を求めた²⁸⁾。

10月13日に吳県斜塘郷に赴いた被災調査員が農民に包囲される事件があったが、19~20日にも斜塘郷や外跨塘郷で凶作にもかかわらず農民から税を徴収しようとした催甲に対して怒った農民1,000人余りが、催甲らの家約30軒を焼き討ちにするという事件が発生した。吳県保安第7大隊が出動して鎮圧したが、この騒動で2万元余りの損失となった²⁹⁾。

(2) 浙江省

浙江省の中で干害による被害が最も酷かったのは、杭州、嘉興、湖州、金華、紹興に属する県で³⁰⁾、特に省西部の海寧、余杭、徳清の3県だったと言われている³¹⁾。確かに、7月22日に相当量の雨が降った省東部の寧波に属する県では収穫にも希望が出てきたが、雨量の少なかつた省西部の各県では河川が涸れて水汲みもできず、農産物が全て枯れ、農民の大部分は食べ物もなくなった³²⁾。例えば、嘉興県では数ヶ月も雨が降らず、水田に亀裂が入って播種できなくなった農地が6~7割を

占め、早稻は螟虫が発生してだめになり、また、杭州市では日照りで飲料水が不足し、農地は亀裂が入り、最高気温が6月30日に40.5度、7月中旬には44.4度となり、7月上半期の日射病による死者が70～80人に達し、嘉善でも7月中旬に最高気温が43度を超え、暑さで流行病が蔓延して多数の死者が出た。さらに、蕭山県でも日照りで川が涸れ、飲料水が汚れて疫病が流行し、7月2～6日だけでも死者が70人余りに達した³³⁾。

このような状況下、浙江省西部各县では江蘇省以上に激しい動きが見られた。

嘉善県第2区一帯は被災が酷く、農民が続々と凶作を訴えていたが、7月3日、県農会も県政府に一日も早く救済することを求めた³⁴⁾。

嘉興県では、7月19日、第6区の農民3,000人余りが枯れた稲を持って区公所にやって来て凶作を訴えたが、区長が隠れて出て来なかつたので、500～600人の農民が、区公所の助理を連れて県政府へ行って凶作を訴え、徵税の停止と穀物倉庫の開放を求めたのに対し、県政府は警察大隊と基幹隊を出動させ、2日後に県長が被災状況を視察して適切に処理することを約束して農民を退去させた。また、22日には、食糧が底をついた第5区の郷民1,000人余りが、枯れた稲を持って県城に赴き、免税、貯蔵穀物の配給、県長自らによる実地調査を要求し、大半の郷民は県長がそれらの要求を受入れたので満足して帰り始めたが、飢餓が切迫していた一部の郷民は、大礼堂に押寄せて県長に昼食を要求し、警察隊や基幹隊に前進を阻止されたので大礼堂を破壊した。この時、第5区の区長が大餅を2個ずつ与えて説得して帰らせた³⁵⁾。

平湖県では、7月初旬、觀音像を担いで県政府に雨乞いを行なうように求めに来た1,000人余りの乍浦の農民を阻止できないと考えた県長は、雨乞いを行ない、金をお布施として農民に与え、さらに揚州の雨乞いのやり方を真似て3人の子供を神への生け贋とした。また、7月下旬、物好きな連中が土偶を担いで県政府に押入って県長に雨乞いを行なうように求めたが、儀式後も全く効果は無かったので、県政府は3日間の屠殺禁止をさらに3日間継続し、便乗して騒動を起こすことを厳禁した³⁶⁾。

鄞県横漲橋の63才の老婦は、日照りで収穫が絶望的だと考え、着替えて沐浴して先祖の靈に別れを告げ、雨乞いのために投身自殺した。また、

寧波通商銀行副銀行長兼恒生錢莊の支配人の張性初の夫人も、50才を過ぎているが、仏教を深く信仰しており、人民が干害に苦しんでいるのに鑑み、13日、家の者に別れを告げ、雨乞いのために川に身を投げた³⁷⁾。

蕭山県では、夏至を過ぎてから雨が降らず、水田は干上がって亀裂が入り、10日、農民たちが水を汲むのに殴り合いの争いとなり、水汲みに絶望した老婦が川に身を投げて自殺を図った。また、同県東門外の金家浜地方のある農婦は、夫に先立たれた上に干害で苗が枯れてしまったので、廟に赴いて雨乞いをしたが、雨が降らず、18日、2人の子供と70才過ぎの姑を残して首縊り自殺した。さらに、同県南部の西周地方の70才の老人は、8月1日、長男が連日の水汲みで過労死し、残された幼児を数日間助けていたが、雨が降らず、農産物が完全に枯れてしまつたため、7日夜に収穫に絶望して数時間泣き続けた後に服毒自殺した³⁸⁾。

嘉善県では、士紳や仏教会が祭壇を設けて雨乞いを行なつたが、雨が降らなかつたので、7月以降、凶作で食事もできなくなつた者が追い剥ぎを行なつたり、将来を憂えて首を吊つたり川に身を投げたりして次々と自殺した。例えば、戴家橋の金老和は、7畝の農地を耕作して一家3人を養っていたが、日照りで穀物が枯れて万策尽き、金持ちの家から米6合を借りて最後の食事をした後、毒草を食べて一家を中心した³⁹⁾。

このように、各地で多数の自殺者がおる一方、嘉興県の王店、海寧県の硖石、桐鄉県の屠甸などの鎮では激しい米騒動が発生した⁴⁰⁾。

嘉興県王店鎮では、7月22日、第6区の郷民2,000人余りが米店に押入り、潘雜記から米・雜穀各100石余りと服10着余り、丁合順から米20石余り・雜穀10石余りと現金30元余り、元泰隆から米6石余りと雜穀1石余り、陳元泰から米100石余りと雜穀200石余りを奪つた。このため、米店ばかりでなく商店も次々と店を閉じると、鎮の人士が郷民の説得に努め、説得に応じなかつた少数の貧農には2升ずつ米を与えて退去させ、さらに区公所会議を開いて鎮の東西2ヶ所に施粥廠を設け、米行から米を募ることを決めた。その1ヵ月後の8月25日、同県新塍鎮の沈振興、恒昌、公茂興などの米店が船で米を売りに行ったところ、大勢の飢餓民に取り囲まれて米を奪われ、鎮の团警がこれを制止できずに威嚇射撃して農民1人を被弾させると、数百人の郷民が鎮にやって来て沈振興米店から米90余石を奪い、恒昌と公茂興の米店からは各々米30～40石を奪つ

た⁴¹⁾。

また、海寧県硖石鎮では、多くの人が米不足に苦しみ、66才の老農までが首謀者となって米騒動を引き起こしていたという状況の中で、例年通り巨費を投じて燈会を行なうことに対して批判が出され、燈彩遊芸会は7月28日から8月5日まで停止することになった⁴²⁾。

桐鄉県では、特に第1区の濮院と第4区の屠甸で災害が酷く、貧農は、穴を掘って水を飲み、麦の挽き殻を食べて飢えを凌いだが、飢饉は日増しに酷くなり、被災民が野に満ちるようになった。1ヶ月来、屠甸、石湾などの老婦が続々と鎮にやって来て米を求めたり強奪したりしたが、鎮でも川が涸れて飲料水が不足してパニックが発生した⁴³⁾。

8月になって、収穫が平年の2割程度だった江山、永康、富陽などの県では食糧パニックが起き、杭県臨平区では窮民が金持ちの家に押掛け座食した。また、蕭山県第1区浦沿では、8月27日、200人余りの被災民が2つの米店から白米4石余りを強奪し、同じ頃、嘉善県でも、迤南感塘地方の100人余りの貧農が各地で米を略奪し、大雲寺南部の乾浜、葛家湾、彭家圩一帯の飢餓民数十人が他人の家から米を強奪した⁴⁴⁾。

9月2日、鎮海県第3区の農民2,000人余りが県政府にやってきて小作料や農業税の免除を要求したが、県長は地主や省政府の意向を聞く必要があると回答したので、農民たちは満足せず、県政府を離れようとした。やがて夜になって県政府前で騒動が起ったので、県長が寧波防守司令部守備隊第1團に鎮圧を要請した⁴⁵⁾。

海寧県では、9月18日の発表によれば、被災地75.7万畝余り（総面積75.8万畝余り）、被災者31.7万人余り（総人口36.4万人余り）で、特に同県袁花区は被災が酷く、路上に餓死者が溢れるようになった⁴⁶⁾。また、海寧県と同様に干害の酷かった杭県は、被災地が63万畝弱（総面積140万畝余り）、被災者が29万人弱（総人口39.3万人余り）だった⁴⁷⁾。

水を巡る乱闘騒ぎも起った。例えば、蕭山県では、8月9日、東門外郎家浜地方の農民の張景先と近所の董有元が水汲み場を巡って争いになり、張に道具をたたき壊された董が張の雇われ人を殴って負傷させると、張は農民数十人を呼び集め、董もこれに対抗して屈強な者20人余りを雇って、双方が凶器を持って乱闘となった。また、同県第4区の小湖孫地方の農民の孫元柱らは、灌漑のために堤防を築いたが、これを飲料

水としていた隣村の許家の郷民たちが、孫元柱らに築堤をやめさせようとして争いとなり、20日、1,000人余りの人が槍や銃を持って乱闘となつた。臨浦公安分局が弾圧に赴いてようやく争いが収まった⁴⁸⁾。

8月下旬、慈谿県西部の相岙、明山などの郷の農民1,000人余りや金川郷の農民の代表などが、連日、大勢で県政府にやってきて凶作の救済を請願し⁴⁹⁾、蕭山県でも、60年来未曾有の干害に襲われた南沙の小泗埠や赫山圩一帯の郷民が次々と県政府に租税の減免を請願した⁵⁰⁾。

やがて、9月以降、食に窮した人々が施しを求めて各地を彷徨い歩くことになった。特に、嘉興県第5区は被災が最も酷く、農民が老人や子供連れで乞食となって県城に入って来たが、9月初旬に県城南門で士紳の褚輔成や田月斧などが米を募って曹王廟に施粥廠を設立したので、10月には県城に数百人の飢餓民が集まり、施粥を停止した後も、被災民が3万人以上に膨れ上がった同県第5区や桐郷、海塩、海寧などの県から2,000～3,000人もの老人や子供連れの乞食がやってきた⁵¹⁾。また、嘉善県西門外にも老人や子供連れの乞食が桐郷、崇徳、石門湾、屠甸寺、嘉興などから集まり⁵²⁾、11月に、蕭山県で最も被災が酷かった第3区と第6区で貧民の婦人が乞食となって続々と県城に入ってきた⁵³⁾。

2. 政府の対応

（1）中央政府

中央政府の中では、実業部を中心に行政院が干害救済の指揮をとり、同じく行政院に属する全国経済委員会や財政部などが側面から支援した。

1934年7月17日、実業部が行政院に提出した旱災救済辦法草案の概要是、①旱災救済辦事處を組織する、②防旱經費100万元の内訳は種子購入・配給費80万元、事務費20万元とする、③職務は、晚種で短期生長作物の栽培指導と種子供給、被災調査と保水・取水・灌漑の指導、冬季作物の栽培奨励と種子分配、県毎の救旱緊急組織の設立と水利事業の督促、被災地区の食糧の調整と食糧価格の平準化、食糧による醸造禁止とする、④工作範囲は江蘇、浙江、安徽の3省とするというものだった⁵⁴⁾。

また、20日の行政院審査会では、①実業部が被災状況に応じて経費を割り振る、②財政部が外国米買付と外国米課税減免の可否を決定する、

③外国米の買付量は50万担を限度とし、種子の配給は雑穀と冬季作物に重点を置くなどの意見が出され、翌21日の行政院臨時会議で江蘇、浙江、安徽、南京、上海の3省2市の代表が報告することが決定された⁵⁵⁾。

ところが、この行政院臨時会議では、各地で連日雨が降ったので旱災救済辦事処を設ける必要がないと判断され、これに代わって豊作の省の余剰食糧の被災地への運送・調整を主目的とする糧食運銷局を設立し、財政部が主宰して実業部、内政部、交通部、鉄道部、農村復興委員会を召集することと、江蘇、浙江、安徽の3省政府が工賑（公共事業による貧民救済）計画を立てることが決議された⁵⁶⁾。24日の行政院救済旱災臨時会議で、この3省政府の立案した工賑計画が討論され、各省が被災調査を継続して各自で処理することと、全国経済委員会に農業建設に関する文書を提出した後に財政部と実業部が審議して7月31日に返答することが決議された。ただ、当初、行政院が推計した工賑経費は1,000万元だったが、実際は上海市62.4万元、江蘇省1,700万元、浙江省2,800万元、安徽省1,000万元で、未確定の南京市の分を加えて総計約6,000万元になると報告され⁵⁷⁾、中央政府の当初の予想を大幅に上回った。

防旱救済計画と糧食運銷局の組織及び計画は、31日の行政院の会議で討論されることになり、食糧の調整方法に関しては、各省の在庫を調査し、実際の需要を見て中央銀行が貯蔵穀物を貸付けるとともに、各産米地に調査員を派遣して外国米の買付けが必要か否かを考え、さらに、財政部が1,200万元を支出して種子を購入することになった⁵⁸⁾。

8月初めに、まず、全国経済委員会が糧食統制委員会を組織し、全国の食糧の生産・販売、輸送、租税法などの調査を計画するとともに⁵⁹⁾、食糧の輸出入額に関する統計を作成し⁶⁰⁾、食糧の統制の実施に向けて動き出した。次いで、24日、財政部、内政部、実業部、鉄道部の代表が糧食管理条例について審査し、特に買占め・売惜しみに対して徹底的に調査して処分する条項を詳細なものにし、中央政府は各省市に対して食糧の備蓄を命じ、穀物の款項からの流用を禁じ、銀行界に対して食糧担保貸付を多くするように勧め、食糧を調整するために400万元を支出して全国の8ヶ所に1年内に倉庫を建設することにした⁶¹⁾。

一方、行政院長の汪精衛は、7月29日、江蘇・浙江省政府主席及び上海市長に対して、鄉民が行なう雨乞いは、単に迷信であるばかりでな

く、最近では仰々しくやっているので、速やかに禁止するべきであると表明し⁶²⁾、事実上の雨乞い禁止令を発動した。また、陳公博も、21日の行政院会議後、干害時に迷信を信じて神を崇めるだけでは役に立たないので、社会教育を普及させ、迷信を打破すべきだと述べていた⁶³⁾。

これを受けてであろうか、杭州市では8月2日から再び屠殺を禁じて雨乞いを行なうことについていたが、政府側によって停止された⁶⁴⁾。だが、雨乞いを阻止しようとして悲惨な事件も起こった。例えば、余姚県の小学校の校長で、党部常任委員を兼ねていた人物が、8月中旬、農民の雨乞いをやめさせようとして逆に農民の怒りを買ってしまい、1,000人余りの農民に殴り殺され、川に投げ捨てられた⁶⁵⁾。

政府が雨乞いを禁止しようとした背景には、雨乞いの儀式が暴動につながりかねないという危惧があったと考えられるが、民衆が雨乞いなどの「近代」的で非「合理」的な迷信に頼ざるをえなくなった状況について政府側がどれほど理解していたのかは疑問である⁶⁶⁾。実際、雨乞いを禁じたからといって世情が安定するわけではなく。むしろ民衆を暴動に駆り立てる事情は何ら改善されておらず、逆に、すでに見たように、多くの農民が飢餓に瀕していたが故に、社会秩序は極めて不安定な状態であって、8月以降も各地で米騒動が発生した。

実業部や全国経済委員会が中心となって中央政府が計画した工賑や食糧統制は、相当の効果を生むためには、多くの労力と時間を必要としたばかりでなく、何よりも巨額の資金も必要とし、その全てを政府財政から支出することは事実上不可能であった。また、実際の具体的な干害救済策はほとんど省政府に任せられていた。

（2）地方政府

（一）省政府

江蘇省政府は、6月25～26日の財政庁の各県農業倉庫管理委員会代表会議で、前年公布した農業倉庫規程と糧食調節暫行辦法に修正を加え、各県の食糧の栽培面積、生産量、需給・市場・移輸出の状況、糧食商の取扱い量などを調査し、食糧の需給に調整が必要となった時は省政府に隨時報告することにし、農産物の貯蔵・保管・担保貯蔵あるいは農産物の加工・包装・運送販売を行なうことを規定した⁶⁷⁾。

また、7月中旬には、①県政府が地方人士を召集して干害救済方法に

ついて相談し、農民を総動員する、②揚水ポンプや人力水汲み用水車の調達に尽力して農民に貸与する、③築堤費、揚水ポンプ貸借料、管理費及び石油消耗費は受益者負担とする、④県政府は県建設費を担保として農民銀行から借款して農民に貸付ける、⑤築堤と汲水の工作資金は県政府が支出するが、必要があれば建設費から補助するという各県救旱辦法を立案した。さらに、省建設庁は全省を6区に分けて河川や湖沼に通じる水路へ取水することにし、揚水ポンプが不足した場合は、消火ポンプや旧式水汲み用水車で補充し、脱穀機を揚水ポンプの動力として借用するという計画を立て、45万元の経費を計上した⁶⁸⁾。こうして、23日に水汲み機12台が到着すると、各県政府を通して各郷に分配した⁶⁹⁾。

一方、省建設庁長の沈百先が7月下旬に行政院救旱臨時會議に提出した江蘇省の工賑計画は、6ヶ所の河道の治水・浚渫を行なう水利事項と、豊凶作に備えて食糧・種子を貯蔵する倉庫の建設や農村副業の充実を図る農業事項に大別され、計1,750万元の資金を要し、農村副業の充実の内容は、①蚕種価格補給金として16万元を支出し、秋蚕種価格を1枚につき0.25元低減させる、②約44万元を支出し、無錫に模範製糸工場を設立して多条立式繰糸車450台、揚返機360台、煮繭機3台などの新式機械を購入し、製糸方法を研究し、民間製糸工場の模範とする、③20万元を支出し、鎮江に種畜産場を設立し、改良種の家禽・家畜を大量に繁殖させる、④淡水養殖のために崑山など25県に各県平均6,000元を支出し、大型養殖場をつくるため5万元を支出するというものだった⁷⁰⁾。

省政府は、8月初旬、穀物の備蓄状況を調査した上で、穀物の購入・備蓄と農業倉庫管理委員会の設立を決め⁷¹⁾、8月下旬、豊作となった江北の余剰米を江南に運んで調整する一方で、省外への米穀の大量移出の禁止を計画した⁷²⁾。こうして、穀物の買付・備蓄のため、省政府は100万元を支出し、上海の5つの銀行から100万元を借り、淮陰、淮安、高郵、泰州、東台、興化、泰興の7県を米穀買付地点に指定し、まず省政府が支出した5万元で米を買付け、同時に各県に倉庫を設立した⁷³⁾。

省建設庁は、9月初旬、中央政府から800万元を支出してもらって新運河を開削する計画を立て⁷⁴⁾、9月19日、水利建設公債から100万元を支出し、被災県の工賑や河川の浚渫の費用に充てることを決定した⁷⁵⁾。

さて、浙江省政府は、7月5日、省政府の下に臨時防旱辦事処を付設

し⁷⁶⁾、干害救済工作の進行についての計画を立てていく一方で、各県にも防旱辦事処を設置させていった⁷⁷⁾。省臨時防旱辦事処には、省政府の各庁処から人員が派遣され、各組の主任も省政府秘書処科長の張衡（総務組）、財政庁科長の唐世鑑（財務組）、建設庁の呉競清（灌漑組）、莫定森（作物組）、陳仲明（合作組）などが各々あたり、「技術同人之集合体」と自認されるように省政府の人材が結集していた⁷⁸⁾。

臨時防旱辦事処が成立してから9月初めまでの約2ヶ月の間に、当該辦事処によって以下のほぼ3つの救済措置が取られた。

第1は、錢塘江から内河や運河への取水である。杭州発電所の20馬力のモーター2台と175馬力のモーター1台を汲水ポンプに取付け、錢塘江から上塘河に汲水し、ついで艮山門外発電所の75馬力のモーター付きのポンプ1台を閘口小橋頭に移し、杭州発電所の電力をを利用して汲水した。こうして上塘河に汲入れた水は、杭州市や杭県を経て海寧にまで到った。さらに、蕭山の聞家堰と曹娥江に各々150馬力と120馬力のディーゼルエンジンを取付けた⁷⁹⁾。また、錢塘江からの取水をより一層大規模に行なうために、省水利局副総工程師の周鎮倫が7月末に上海から300馬力と85馬力の大型の揚水ポンプを購入して取付けた⁸⁰⁾、8月2日には省政府が錢塘江から西湖、運河、内河に大規模に取水して省西部の水田を灌漑することを決め⁸¹⁾、特に海鹽、平湖、嘉興、嘉善、桐鄉などの県長を召集して湘河の浚渫をめぐって討論した⁸²⁾。

第2は、水田を灌漑するための各県への揚水ポンプの分配である。省政府は、7月16日、杭県、嘉興、嘉善、平湖、崇德、海寧、徳清、余姚、慈谿などの県長を召集し、錢塘江や曹娥江から取水した後の各県への水の分配問題について話し合ったが⁸³⁾、合計56台・600馬力の揚水ポンプが被災報告のあった69県のうちの24県に分配されたにすぎなかった⁸⁴⁾。

第3は、秋蚕と蕎麦の種子の配給である。省政府には干害による被災民を遍く救済する巨額の資金は無いが、秋蚕を飼育すれば、短期間のうちに農民が相当の収入を得ることができ、最も有効な災害救済方法の1つとなるという考えから⁸⁵⁾、省建設庁は、各県に秋蚕を大量に飼育するように命じ⁸⁶⁾、賑災公債30万元を担保に銀行から22万元余りを借り、そのうちの約16万元で50万枚の秋蚕種を購入して8月9日までに各県に分配し終わり、残りの約6.8万元余りで蕎麦などの干害に強い穀物の種

子8,000石余りを購入して8月26日頃までに各県に分配した⁸⁷⁾。

省建設庁長の曾養甫は、8月21日、①工賃によって貧農の被災者を救済し、200万元以上の米穀を購入し、不足分は全国經濟委員会からアメリカ小麦を借入れる、②米価を抑制し、外国米を買付けて分配する、③食糧を統制するという3項目の救済原則を決めた⁸⁸⁾。

8月下旬、省政府は、豊作だった温州・台州の各県から500万石の米を買付け、米の不足する県に輸送して補給することにし、これを達成できない場合は、福建省北部の諸県から買付けることを決めた⁸⁹⁾。さらに、①各地の河川・運河を浚渫する、②冬季に大量に小麦を播種して次年度の春の飢饉に備える、③米を買付け、約25万元で5大倉庫を設立し、各倉庫に10万担の米を備蓄するという計画を決定した⁹⁰⁾。こうして、まず10万石の米を購入して被災の酷い地区に配給し、平糶（備蓄米の廉価売却）を行なうことになり、各地で蕎麦の播種が始まった⁹¹⁾。

省農業総場長の曾濟寬によれば、省臨時防旱辦事処が1934年に実施した救済措置は、治標（末端の改善）の点から着想された泥縄式の緊急策で、その効果は各県全域には行き渡らず、受益者も少なかったとされている⁹²⁾。そもそも、単に河川から汲水して水田を灌漑する治標工作は焼け石に水だったのに対し、治本（根本の改善）工作は、水利・農林・蚕桑などの生産建設を一切の行政の中心とし、水利事業を興して農政を推進することを優先することだった⁹³⁾。このような認識を受け、省政府は水利事業、農業の推廣、食糧の統制という干害対策の三大方針を決定し、中でも農業の推廣については、1934年の干害によって改良の必要性を感じさせられた。浙江省は早稲の播種期の5月が雨の多い時期に当たっているので、早稲の栽培に適しており、実際、1934年に早稲を栽培した地域では干害による被害はそれほど酷くなく、その収穫は大部分が7割以上だった。また、小麦を広く栽培すれば、同省で不足する食糧の大半を補なうことができ、夏の稻作の損失を挽回できると期待されていた⁹⁴⁾。

こうして、省建設庁は、1935年度の工賃計画を立て、総額200万元を支出して水利、農業、築路の各工賃を行なうことにして、灌漑、排水、開墾などの水利部分に100万元、築路部分に60万元、農業部分に蚕桑15万元、棉業12万元、稻麦8万元、森林5万元の計40万元が配分された⁹⁵⁾。

省政府レベルでは、干害対策として、効果はともあれ、水利事業ばかりでなく、農業改良事業も一部が実施された。

（二）県市政府

県政府レベルでは、頻発する郷民の請願運動を直接的に受け、具体的な救済措置を取ることを余儀なくされていた。

無錫県では、7月6日、建設局が人夫200人余りを雇用して閔江の浚渫を開始し、11日の各区区長及び各団体代表者会議で、①閔江口の浚渫、②米価の制限、③農民銀行からの汲水資金の借款、④備蓄穀物の整理、⑤車渡しエンジンの水汲み用水車への転用などを決議した。さらに、翌12日の救旱会議では、長江と無錫を繋ぐ江陰県黃田港の浚渫と水門の開放の江陰県に対する要請、築堤・汲水、河道の浚渫、山間被災地での蕎麦への転作、建設庁の実業・建設費からの干害救済費支出などを決議し、同時に、8月13~15日の屠殺禁止や郷区の河道の優先的浚渫を布告した⁹⁶⁾。ところで、県新生活運動促進会は、13日の会議で、①城壁の4つの水門に築堤して西の水門で梁溪河から城内に電力で汲水する、②800元の経費は、本会が50元を支出し、残りは区公所と城内各鎮公所が分担する、③第1区公所は城内各鎮長を召集して進行方法を討論することなどを決議した⁹⁷⁾。こうして、第1区公所は、東を除く西南北の城壁の3つの水門に築堤し、東門には水門を築き、西門から電力で城内に汲水することを決定した⁹⁸⁾。また、江陰県黃田港の水門に直径30cmのモーターを取付けて日夜汲水し、1万元の経費は無錫と江陰で折半することにした⁹⁹⁾。さらに、17日の政務会議では、①蚕桑奨励余剰金及び農業推廣所余剰金の干害救済への充当と、実業・建設の項目に各々3,000元を支出、②直径40cmと30cmの揚水ポンプ各1台と25cmのものの2台を発注、③汽船のエンジンの借用、④インゲン豆200担、小豆100担、蕎麦40担の種子の購入・分配、⑤街の西門と東門への水門設置と汲水などを決議した。8月になると、県政府は省政府の命令を受けて米価を1石当たり12元以内に制限した¹⁰⁰⁾。

蘇州では、7月6日、各機関代表者及び地方人士会議を召集し、①10日以内に雨が降らなければ苗を補植し、20日以内に雨が降らなければ蕎麦や大豆などに転作する、②地主・小作人間で汲水方法を相談させる、③田業会が揚水ポンプを購入して各郷に配置し、倉儲会が平糶を準備し、

米業が買占め・売惜しみをしないようにすることなどを決め、また、胥門の水門を開き、唯亭の39の郷の農民たちの請願を受けて上海から揚水ポンプ43台を購入し、沙墩港口で内河に取水した。さらに、7月12日、防旱会議を召集し、県城近郊では精米機や消防用ポンプを借用すること、及び従来の井戸の浚渫とともに新しい井戸の開削を決めた¹⁰¹⁾。その後、7月14日、県政府は、商会に対して米穀の買占め・売惜しみの禁止を命令し、18日、太湖の胥江に大型の堤防を築き、大型の揚水ポンプで太湖から内湖に取水して灌漑用とすることを計画し、翌19日、省政府が決議した救旱辦法に照らし、まず胥口に取水所を設け、築堤・開削・取水のために船の通航を停止し、同時に、望亭区の堰堤を開放するため、望亭第4区長に急いで150人の人夫を募集するように命じた¹⁰²⁾。

江陰県では、県長が屠殺を一週間禁止する一方で、貧農のことを考慮して徵税を暫時停止するように命令し、さらに運河の浚渫を計画した。7月9日には、各機関の人員と7区長を召集して干害救済方法を討論し、副產品の播種の奨励、農民銀行からの借款による揚水ポンプ購入、米価吊上げの禁止、疫病・蝗害の予防、穀物の備蓄、灌漑合作社の設立などを決めた¹⁰³⁾。県長は、省政府の決定した救済江南亢旱辦法に照らして県内各地に取水所を設置するには県建設費の5,000元では不十分なので、7月16日、省政府に5万元の支出を求めたところ、2万元支出されることになり、黃田港に18番目の取水所の設置が許可され、各地に揚水ポンプを設置して汲水することになった¹⁰⁴⁾。また、7月下旬、防旱会は24馬力の揚水ポンプ5台を購入し、各地で水汲みを行なった¹⁰⁵⁾。

杭州市政府は、6月末、西湖の水門などを開いて放水することを決め、7月下旬に発電所から揚水ポンプなどを借りて湖墅大王廟に設置し、運河から内河に汲水とともに西湖の水門を開放したが、8月中旬に西湖が涸れていったので、逆にこの機会に西湖を浚渫し、工賃を行なう計画を立てた。さらに、杭州市防旱会は31日に救災会に改組され、市内13ヶ所に倉庫を設立し、9月16日から平糶を行なうこととした¹⁰⁶⁾。

嘉善県政府は、7月12日、防旱緊急会議で、4,500元で水汲み用水車を購入し、大雲・張匯の2つの区の汲水から着手することを決め、16日に米商による米価吊上げを厳禁して米業公会に取締りを命じ、9月25日の救済善後会議で、工賃、築堤、浚渫の経費を10万元とすること、華亭

塘の浚渫、20余万石の食糧の分配などを決議した¹⁰⁷⁾。

7月下旬には、紹興県政府が第3区一帯の水田の灌漑のために曹娥江の水門の開放を計画し¹⁰⁸⁾、海寧県では県旱患救済会が杭州発電所から借りたモーターで錢塘江から内河に取水して農地を灌漑し始め、9月7日の県旱灾賑濟会の会議で、50万元の借款による緊急救済、河川の浚渫による工賃の実施などを県政府に対して要求することを決めた¹⁰⁹⁾。

10月になって、桐鄉県長が県農民借貸所に3,000元を支出させ、継続して特種農民貸付を行なって被災の酷い貧農を救済したいと申立てたのを受け、省建設庁がこれを許可した¹¹⁰⁾。また、嘉興県では、10月12日、救災委員会が成立し、寄付金を募り、平糶を行なうことを決めた¹¹¹⁾。

以上、各地の県市政府の採った措置が、干害救済策としては決して根本的なものとは言えず、どれほど効果があったのかは疑問だが、多くの救済措置が県政府の独力で実施されたというよりも省政府のそれとかなり密接な関連性を持っていたことがわかる。それは、見方を変えれば、1934年の干害による被災が県政府レベルで対処できる程度をはるかに超えていたことを意味していたのかもしれない。

3. 華中東部の米事情

華中東部の江蘇、浙江、安徽、江西の4省は、中国における主要な産米地で、当該地域の例年の米の生産量は全国の約10分の4を占めていた¹¹²⁾。

1931年の長江氾濫による大水害が華中の農業生産に大きな影響を与えたことはすでに広く知られているが、表1を見ると、1934年の華中東部4省における米の生産量が平年のほぼ半分にまで落ち込んだことから、1934年の干害による被害の激しさの一端を伺い知ることができる。すなわち、江蘇省では1931年のうるち米の生産量が極端に低く、1936~37年のほぼ半分だったが、浙江省、安徽省、江西省では1931年よりも1934年のうるち米の生産量が低くなっている。このうち、江西省は国共両党の軍隊が激突した廻剿戦が大きく影響したものと思われるが、浙江省など他の3省は干害の影響を強く受けたと考えられる。

さて、図1~図4を見ると、浙江省東部の寧波や紹興の米市には同省

表1. 華中各省のうち米生産量の動向（単位:万担）

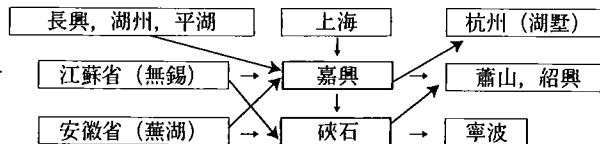
年度	浙江省	江蘇省	安徽省	江西省	4省小計
1914	3,231	2,695	1,352	8,458	15,736
1915	3,586	2,921	5,241	8,789	20,537
1916	4,886	3,074	2,786	8,595	19,341
1918	3,956	3,825	2,996	8,553	19,330
1924~29	8,593	8,588	7,023	9,990	34,194
1931	7,868	5,181	4,235	5,877	23,161
1932	9,081	7,886	4,567	6,237	27,771
1933	7,557	9,364	4,889	7,183	28,993
1934	4,770	6,376	2,267	2,952	16,365
1935	8,470	9,441	3,224	7,294	28,429
1936	8,723	10,612	5,500	8,447	33,282
1937	8,203	10,069	5,507	7,700	31,479

出典) 許道夫編『中国近代農業生産及貿易統計資料』(上海人民出版社, 1983年) 23~39頁・54頁より作成。

南部から多くの米が流入していたが、杭州（湖墅）、嘉興、海寧（硖石）などの省西部の米市には省外からの移入米が多かったことがわかる。省外からの米の移入先は、上海市や無錫を代表とする江蘇省が中心で、蕪湖を代表とする安徽省がこれに次いでいた。さらに一部は江西省あるいは湖南省からも移入されていた。

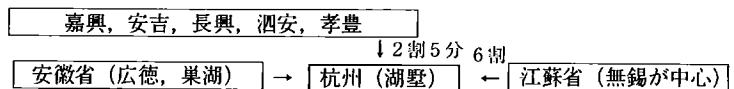
そもそも、浙江省を除く華中東部の各省における例年の移輸出米の数量は、江蘇省が300万石以上、安徽省が700~1,000万石、江西省が500~600万石だった¹¹³⁾。1935年の調査によれば、「浙江省の需要米穀は全く無錫の供給に仰いでおり」、しかも、安徽米こそが「平均して無錫米穀取引の半ばを占めてゐる」とされていた¹¹⁴⁾。すなわち、無錫米市にとって、安徽省は最大の仕出地であり、浙江省は最大の仕向地になっていた。だが、1934年は、浙江省が米を移入しようにも、表1から各省の米生産量の状況を見れば、従来の輸入先の各省に移出余力はなかったと言わざるをえない。

図1. 嘉興米市・硖石米市



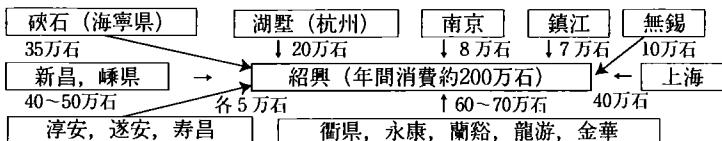
出典) 笠原仲二「嘉興米市慣行概況—米行を中心として—」(『満鉄調査月報』第23巻第3号, 1943年3月) 3~4頁, 笠原仲二「硖石米市慣行概況—特に、米行及経営業を中心として—」(『満鉄調査月報』第23巻第1号, 1943年1月) 84頁より作成。

図2. 杭州米市



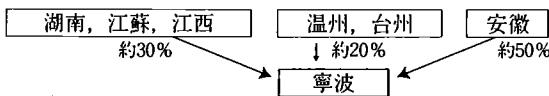
出典) 笠原仲二「杭州米市慣行概況(上)」(『満鉄調査月報』第23巻第9号, 1943年9月) 4~5頁より作成。

図3. 紹興米市



出典) 「安徽, 江蘇, 浙江, 江西四省米穀運輸過程の検討」(『満鉄調査月報』第20巻第2号, 1940年2月) 234頁より作成。

図4. 寧波米市



出典) 「安徽, 江蘇, 浙江, 江西四省米穀運輸過程の検討」(『満鉄調査月報』第20巻第2号, 1940年2月) 238~239頁より作成。

特に、米の最大の移出力を持つ安徽省の蕪湖では、米不足を予防するため、8月7～30日の間、米穀の移出を停止することが決議された¹¹⁵⁾。

このように、国内で食糧が不足して自給できないのであれば、当然採るべき措置は外国からの食糧輸入ということになる。こうして、7月中旬、上海市の米商は、中国米に比べて1石当たり2～3元安いヤンゴン（ラングーン）米を50万石買付ける計画を立てた。それは、上海市荳米業公会主席の顧馨一によれば、干害によって食糧パニックや米騒動が発生することを懸念していたためでもあった¹¹⁶⁾。さらに、外国米の輸入に積極的だった顧馨一は、農村復興委員会に対し、75万石の外国米買付けを免税にして米価を安定させ、米輸入時に1石につき1元を徴税して食糧運銷公司を設立する費用とすることを請求した¹¹⁷⁾。

しかし、上海の米商は、暫くして外国米輸入に対して否定的になってしまった。すなわち、彼らは、1934年の米価の高騰は米不足のためではなく、産米地の河川が涸れて米を輸送できなくなったからにすぎないと分析し、しかも、7月中旬から下旬にかけて久しぶりに雨が降ったのを受け、外国米買付けの必要性は無くなったと見なすようになった¹¹⁸⁾。

こうして、上海市の雑糧号業同業公会は、7月23日、臨時執監委員会を召集し、外国米買付け制止を決議した。と言うのも、前年の1933年は豊作だったので備蓄が充分で、本当に凶作・飢饉の危険な状態には至っておらず、例えば、湖南、湖北、江西、安徽などの主要な産米地では伝えられているほど干害の被害は酷くなく、また、最近、各省で雨が降り、平均で7割以上の収穫が見込め、しかも、米の価格は決して高くはないので、外国米を買付ければ、穀物価格が下落して農民に打撃を与えてしまうからだとしていた¹¹⁹⁾。また、長沙市商会も上海市商会に打電し、外国米輸入税の免除を審議することに反対することを表明した¹²⁰⁾。さらに、吳県防旱委員会が食糧不足の解決のために外国米を買付ける計画を議決して政府に外国米輸入税の取消しを要求したのに対し、蘇州の米穀業者は、そもそも外国米輸入税は商人の度重なる政府への請求によって成立したものだったので、今さら外国米輸入税の取り消しを請求するのは以前のことと矛盾してしまうし、外国米の輸入が農村経済に対して与える影響も大きいとして、外国米輸入税の取り消しに反対した¹²¹⁾。

このように各県の米商が各地の米の在庫が多いことを口実に外国米買

付けに反対していることに対し、7月24日、顧馨一は、在庫米は悉く買占め商人の手中にあり、このような買占め商人が売惜しみをして貧農を苦しめ、買占め商人だけが利益を得ているのであって、農民の生計を救済するというのは結局上辺だけの話であると厳しく批判した¹²²⁾。

結局、7月30日、上海市荳米業同業公会は全体大会で外国米買付けの中止を決議したものの¹²³⁾、8月になると、再び日照りで米価が高騰したため、5～6日、ついに上海市の銀錢業と米商が合計40万石余りの外国米を買付けることにした。ただ、6日、荳米業同業公会は緊急会議を開き、将来外国米が市場に溢れると農民の生計を脅かしかねないということを口実に、社会局に対して外国米買付けの登記と数量制限を行なうように求めたため¹²⁴⁾、8月中はとりあえず10万石の外国米が輸入されることになった¹²⁵⁾。

8月中旬になると、外国米の輸入が100万石を超えるとともに、江蘇省北部一帯では米が豊作となり、各地で新米が出回りはじめたため、米価の高騰はおさまっていき、米価が安定するにつれて外国米輸入量が減少していったが、8月下旬に再び暑さが厳しくなると、米価も再び高騰していった¹²⁶⁾。そこで、8月28日、上海市の糧食委員会は糧食会議を開き、再度米価を制限することにした¹²⁷⁾。

以上のように、外国米をするか否かで二転三転したが、いずれにしろ、問題とすべき点は、浙江省を中心に華中東部で米不足に陥っていたにもかかわらず、米商人の反対によって外国米の輸入が遅れたことである。このことが、米不足によるパニックを一層深刻なものにした。とりわけ、米不足が深刻だった浙江省は非常に苦しい状況に置かれた。

おわりに

1934年の干害による被災が最も酷かったのは、経済的には中国の中でも比較的豊かな浙北平原（杭州湾沿岸の平野部）だった。この地域は、食糧の自給部分をも犠牲にするほど養蚕・蚕糸業に特化していたために食糧を移入米に依存せざるをえなかった。すなわち、当該地域は、かつて宋代などに‘江浙（蘇湖）熟すれば天下足る’と言われ、主要な産米地だったが、やがて明代以降には、米よりも桑・繭・生糸の生産の方が収

益性が高いことに鑑み、米生産地から養蚕地帯へと転化していき、養蚕・蚕糸業による収入で米を購入するようになっていた。

しかし、1934年の干害は、浙江省にとっての米の移入先となっていた地域をも襲い、大消費地だった浙北平原地域への米の移入を滞らせ、しかもこれに便乗して米商人が買占め、売値しみを行なったばかりか、外国米の輸入にも抵抗したため、米不足は極めて深刻な状態に陥った。こうして、各地で米騒動を含む騒擾状態を生むことになった。

これに対し、各級政府は、農民の汲水や灌漑を補助する以外に、種々の水利事業を展開し、食糧不足に対する緊急策としての米移入や平糶を行なった。だが、これらの事業や措置が一定の成果を上げるには相当多額の資金が必要とされたが、当時の各級政府にそれを負担する財政的ゆとりはなく、むしろ省政府にとっては1934年の干害による農業生産の減収が直接的に税収の落ち込みにつながり、省建設事業機関の統廃合や建設事業の抑制へ向かわせた¹²⁸⁾。このように事態は非常に深刻であり、その場しのぎの対策では済まされない状況になっていた。

そこで、さらに災害一般に対する根本的対策として、種々の農業の改良事業や副業の発展のための措置などの実施が強く求められるようになり、とりわけ被災が深刻だった浙江省では根本策の一環として翌1935年から米麦改良事業が本格化し、食糧の増産が目指されていった。

註

- 1) 「六省報告旱荒」『申報』1934年7月13日。
- 2) 「旱災損失估計」『申報』1934年8月3日。
- 3) 「行政院開臨時会・討論救旱事宜」『申報』1934年7月22日。
- 4) 鄧雲特『中国救荒史』生活・讀書・新知三聯書店、1958年（ただし、初版1937年11月）。
- 5) 浙江省の稻麦改良事業については、拙稿「抗日戦争における浙江省の稻麦改良事業について」（『広島大学』史学研究』第214号、1996年10月）を参照。
- 6) 「無錫/火傘高張旱災難免」『申報』1934年7月3日。「無錫/農民苦旱羣起祈雨」『申報』1934年7月4日。「無錫/暴雨一寸壊屋毀物」『申報』1934年7月5日。「蘇州/天氣亢旱飲料生問題」『申報』1934年7月2日。「蘇州/天氣酷熱時疫流行」『申報』1934年7月4日。「蘇州/蘇城飲料發生恐慌」『申報』1934年7月14日。「蘇州/蘇城亢旱繼續斷屠」『申報』1934年7月16日。「蘇

- 州/蘇城發生三大恐慌」『申報』1934年7月18日。「江陰/計劃疏浚運河」『申報』1934年7月4日。「江陰/各鄉發生跳蝻」『申報』1934年7月5日。「常熟/天時亢旱縣長拈香祈雨」『申報』1934年7月9日。「常熟/鄉民紛紛報荒」『申報』1934年7月17日。
- 7) 「江陰/旱象已成電省報災」『申報』1934年7月1日。「無錫/農民苦旱羣起祈雨」『申報』1934年7月4日。「蘇州/天氣亢旱飲料生問題」『申報』1934年7月2日。「蘇州/天時亢旱災象已成」『申報』1934年7月3日。「蘇州/道教会建醮祈雨」『申報』1934年7月11日。「蘇州/蘇城亢旱繼續斷屠」『申報』1934年7月16日。「常熟/天時亢旱縣長拈香祈雨」『申報』1934年7月9日。「常熟/鄉民紛紛報荒」『申報』1934年7月17日。「常州/奇熱久旱斷屠祈雨」『申報』1934年7月4日。「嘉定/旱災之救濟與祈雨」『申報』1934年7月5日。「青浦/農民苦旱斷屠祈雨」『申報』1934年7月8日。「揚州/鄉民祈雨」『申報』1934年7月13日。
 - 8) 「無錫/天旱紛請濬河」『申報』1934年7月6日。「無錫/開濬閩江河道」『申報』1934年7月7日。
 - 9) 「蘇州/道教会建醮祈雨」『申報』1934年7月11日。「蘇州/蘇城亢旱繼續斷屠」『申報』1934年7月16日。「蘇州/鄉民來城報荒請願」『申報』1934年7月17日。「蘇州/斜塘鄉農民報荒」『申報』1934年7月21日。
 - 10) 「常熟/鄉民紛紛報荒」『申報』1934年7月17日。
 - 11) 「無錫/田禾枯萎災象已成」『申報』1934年7月15日。「無錫/降陣雨後氣候轉涼」『申報』1934年7月20日。「無錫/七月飛雪之奇聞」『申報』1934年7月22日。「無錫/田禾統得甘霖」『申報』1934年7月25日。「無錫/統降雷雨災象輕減」『申報』1934年7月26日。
 - 12) 「蘇州/三日間雨量記錄」『申報』1934年7月24日。「蘇州/暢雨後人心大慰」『申報』1934年7月21日。
 - 13) 「無錫/道士佛婆設壇祈雨」『申報』1934年7月31日。
 - 14) 「蘇州/公安局取締賽會」『申報』1934年7月27日。
 - 15) 「常熟/拳賽龍土会盛況」『申報』1934年7月26日。
 - 16) 「蘇州/橫涇鄉民包圍公所」『申報』1934年7月12日。「蘇州/農民戽水起衝突」『申報』1934年7月14日。
 - 17) 「嘉定/農婦赴縣鬧荒」『申報』1934年7月17日。)
 - 18) 「崇德/鄉明祈雨發生慘案」『申報』1934年7月21日。
 - 19) 「海門/鄉民求雨與稅警察發生衝突」『申報』1934年7月25日。
 - 20) 「無錫/搶奪機船毆傷鄉民」『申報』1934年7月29日。無錫では、農業用水を巡って凶器を持って集団で争闘する（械鬥）事件が多発したという（「無錫/亢旱声中之慘聞」『申報』1934年7月8日）。
 - 21) 「江陰/天旱爭水釀命案」『申報』1934年7月16日。

- 22) 「揚州/争水利互殴受傷」『申報』1934年7月12日。
- 23) 「海門/凌河發生械鬥」『申報』1934年7月15日。
- 24) 「松江/楓涇發現貧民搶米」『申報』1934年7月26日。
- 25) 「吳江/鄉婦結隊圍搶米糧」『申報』1934年7月28日。「蘇州/秋收絕望鄉民暴動」『申報』1934年8月21日。「吳江/震澤農民聚衆滋事」『申報』1934年8月26日。
- 26) 「無錫/久旱喜得甘霖雨」『申報』1934年8月28日。「無錫/氣候軒涼繼続得雨」『申報』1934年8月31日。「常州/農民喜得透雨」『申報』1934年8月28日。
- 27) 「溧陽/亢旱中之慘聞」『申報』1934年8月14日。「無錫溧陽難民來錫乞賑」『申報』1934年8月26日。「無錫/溧陽哀鴻遍野・乞賑團來錫乞賑」『申報』1934年9月4日。「無錫/設立施粥廠・賑濟溧陽災民」『申報』1934年9月5日。「無錫/溧陽災區代表來錫乞賑」『申報』1934年9月10日。「溧陽乞賑團抵滬」『申報』1934年9月14日。「溧陽代表報告慘災」『申報』1934年9月17日。
- 28) 「無錫/宜興旱災乞賑團來錫」『申報』1934年10月4日。
- 29) 「蘇州婁門外・農民聚衆暴動」『申報』1934年10月21日。「蘇州・農民暴動」『申報』1934年10月22日。
- 30) 「浙屬旱況嚴重」『申報』1934年7月16日。なお、省建設庁長の曾養甫は、杭州、嘉興、湖州に属する地域が最も酷かったとしている（「行政院開臨時会・討論救旱事宜」『申報』1934年7月22日）。
- 31) 「浙屬各縣旱況」『申報』1934年7月18日。
- 32) 「浙四一縣得雨」『申報』1934年7月24日。「以工代賑・疏浚浙江河流」『建設週刊』第129期、1934年9月13日。
- 33) 「嘉興/田禾多因天旱枯萎」『申報』1934年7月1日。「杭市酷熱」『申報』1934年7月1日。「浙省府・積極進行防疫工作」『申報』1934年7月15日。「嘉善/時疫繼續蔓延」『申報』1934年7月19日。「蕭山/時疫盛行死亡相繼」『申報』1934年7月8日。
- 34) 「嘉善/旱災告荒紛至沓來」『申報』1934年7月4日。
- 35) 「嘉興/各区紛請救濟旱災」『申報』1934年7月6日。「嘉興/六區鄉民赴縣告荒」『申報』1934年7月20日。「嘉興/鄉民告荒搗毀禮堂」『申報』1934年7月21日。
- 36) 「平湖/愚民昇偶像求雨」『申報』1934年7月6日。「平湖/因亢旱繼續斷屠」『申報』1934年7月24日。
- 37) 「寧波/亢旱中老嫗捨身祈雨」『申報』1934年7月8日。「寧波/老婦投江祈雨救獲」『申報』1934年7月16日。
- 38) 「蕭山/老嫗因天旱情急自盡」『申報』1934年7月13日。「蕭山/農婦因田被旱

- 懸樑自盡」『申報』1934年7月23日。「蕭山/七十老翁因旱自盡」『申報』1934年8月10日。
- 39) 「嘉善/旱災奇重農民自殺」『申報』1934年7月16日。「嘉善/鄉民窮極為盜」『申報』1934年7月29日。「嘉善/災民自盡慘聞」『申報』1934年8月7日。「嘉善/糧盡絕食全家服毒」『申報』1934年8月23日。
- 40) 「浙省空前旱災・自殺到處傳聞」『申報』1934年8月7日。董直「糧食統制之檢討」（『浙江省建設月刊』第8卷第2期、1934年8月）81頁。
- 41) 「嘉興/王店米業停市」『申報』1934年7月24日。「嘉興/王店搶米風潮詳」『申報』1934年7月25日。「嘉興/新塍鄉民搶米」『申報』1934年8月27日。
- 42) 「浙旱依然嚴重」『申報』1934年8月1日。「談話/破石燈會與搶米」『申報』1934年8月2日。「破石王店燈彩遊芸會假座半淞園停止舉行聲明」『申報』1934年8月7日。
- 43) 「浙省桐鄉旱災嚴重」『申報』1934年9月1日。
- 44) 「浙江山等県民食恐慌」『申報』1934年8月27日。「浙省旱災嚴重」『申報』1934年8月20日。「蕭山/浦沿鄉災民搶米」『申報』1934年9月1日。「嘉善/四鄉飢民搶米」『申報』1934年9月2日。
- 45) 「寧波/鎮海北鄉數千農民請願」『申報』1934年9月3日。
- 46) 「海寧袁花區・向旱災賑濟會乞賑」『申報』1934年9月20日。
- 47) 「葉風虎談・杭縣旱災概況」『申報』1934年10月4日。
- 48) 「蕭山/爭奪戽水發生械鬥」『申報』1934年8月13日。「蕭山/兩村爭水發生械鬥」『申報』1934年8月27日。
- 49) 「寧波/慈西農民紛請救荒」『申報』1934年9月2日。
- 50) 「蕭山/南沙一帶災情慘重」『申報』1934年9月10日。
- 51) 「嘉興/飢農沿門托鉢」『申報』1934年9月25日。「嘉興/絕糧餓斃」『申報』1934年9月28日。「嘉興/災民求乞載道」『申報』1934年10月7日。「嘉興/各区災民調查」『申報』1934年10月22日。
- 52) 「嘉善/各處災黎紛來乞食」『申報』1934年10月3日。
- 53) 「蕭山/災民紛紛來城求乞」『申報』1934年11月13日。
- 54) 「行政院通過・旱災救濟辦法」『申報』1934年7月18日。なお、実業部は、翌18日には、種子購入経費90万元、指導費8万元、事務経費2万元とする草案を作成した（「実業部草擬・防旱救濟概要」『申報』1934年7月19日）。
- 55) 「行政院・審查防旱辦法」『申報』1934年7月21日。
- 56) 「行政院開臨時会・討論救旱事宜」『申報』1934年7月22日。
- 57) 「行政院繼議・蘇浙皖救旱辦法」『申報』1934年7月25日。
- 58) 「行政院定今日・討論防旱計劃」『申報』1934年7月31日。
- 59) 「經委會籌組・糧食統制委員會」『申報』1934年8月3日。
- 60) 「經會將實行糧食統制」『申報』1934年8月16日。

- 61) 「四部審査・糧食管理条例」『申報』1934年8月25日。
- 62) 「汪院長電蘇浙滬・禁止設壇求雨」『申報』1934年7月31日。
- 63) 「陳公博報告・救濟旱災辦法」『申報』1934年7月24日。
- 64) 「杭市停止断屠祈雨」『申報』1934年8月3日。
- 65) 「余姚/党委阻止祈雨・惨遭農民殺害」『申報』1934年8月16日。
- 66) 南京国民政府と民衆の迷信とのかかわりについては、三谷孝「南京政権と江北民衆暴動」（『中国近代史研究会通信』第2号、1976年7月）、同「南京政権と迷信打破運動」（『歴史学研究』455号、1978年4月）が、1928～29年の迷信打破運動と民衆の反応（暴動）を例に鮮明に分析している。
- 67) 「蘇省府頒布・食糧調節及農倉辦法」『申報』1934年7月19日。
- 68) 「蘇省規劃・各縣救旱辦法」『申報』1934年7月13日。「蘇建庁・救濟江南亢旱」『申報』1934年7月15日。「蘇省分区・汲水救濟旱災/建庁訂定施行細則」『申報』1934年7月16日。ただし、各県救旱辦法大綱では、第一項の「地方人士を召集」の部分が「区長會議を召集」となっている（「蘇省府規定・各縣救旱辦法大綱」『申報』1934年7月16日）。
- 69) 「蘇州/大批戽水機運到」『申報』1934年7月24日。
- 70) 「蘇省・救旱善後工賑計劃」『申報』1934年7月27日。
- 71) 「無錫/省実施救濟農村辦法」『申報』1934年8月10日。
- 72) 「蘇省調劑糧食」『申報』1934年8月25日。
- 73) 「江蘇省向滬銀行・借款積穀防荒」『申報』1934年9月24日。
- 74) 「蘇建庁擬開闢新運河」『申報』1934年9月3日。
- 75) 「蘇省撥百万元・救濟江南旱災」『申報』1934年9月20日。
- 76) 「本省防旱工作之猛進及吾人所得之教訓——農総場曾場長濟寬在 記念週報告——」『建設週刊』第124期、1934年8月9日。
- 77) 「浙省府・積極進行防疫工作」『申報』1934年7月15日。
- 78) 注76) と同じ。
- 79) 「麦作指導人員訓練班之使命——農総場曾場長濟寬在麦作指導人員訓練班開學典礼演說——」『建設週刊』第129期、1934年9月13日。
- 80) 「杭州/防旱大抽水機運杭」『申報』1934年7月28日。
- 81) 「浙省府通過・普遍灌救辦法」『申報』1934年8月3日。
- 82) 「令一区水利会・召開臨時会」『建設週刊』第127期、1934年8月30日。
- 83) 「浙属旱况嚴重」『申報』1934年7月16日。
- 84) 注79) と同じ。
- 85) 「收繭人員應有之認識——曾庁長對秋蚕收繭人員演說——」『建設週刊』第130期、1934年9月20日。
- 86) 「浙建庁籌救濟旱災」『申報』1934年8月6日。
- 87) 注79) と同じ。
- 88) 「曾養甫謁汪・面陳浙省災情」『申報』1934年8月22日。
- 89) 「浙省調劑糧食」『申報』1934年8月29日。
- 90) 「浙省府決定・救災辦賑計画」『申報』1934年8月30日。
- 91) 「浙省旱災實況・購米十万石辦平糶」『申報』1934年9月1日。
- 92) 注79) と同じ。
- 93) 注76) と同じ。
- 94) 注79) と同じ。
- 95) 「本庁呈省府令飭財府撥款・舉辦水利農業築路工賑」『建設週刊』第151期、1935年2月14日。
- 96) 「無錫/開濬閩江河道」『申報』1934年7月7日。「無錫/武錫兩県議決救慌」『申報』1934年7月12日。「無錫/県府召開救旱會議」『申報』1934年7月13日。
- 97) 「無錫/積極籌謀救旱」『申報』1934年7月14日。
- 98) 「無錫/田禾枯萎災象已成」『申報』1934年7月15日。
- 99) 「錫澄武三県・會商救旱要策」『申報』1934年7月16日。
- 100) 「無錫/官民合作救荒」『申報』1934年7月18日。「無錫/米業自動限制米価」『申報』1934年8月12日。
- 101) 「蘇州/県府會商救濟旱災」『申報』1934年7月8日。「蘇州/道教会建醮祈雨」『申報』1934年7月11日。「蘇州/鄉民來城報荒請願」『申報』1934年7月17日。「蘇州/議定防災辦法」『申報』1934年7月13日。
- 102) 「蘇州/亢旱中之救濟辦法」『申報』1934年7月15日。「蘇州/建庁注意旱荒」『申報』1934年7月19日。「蘇州/胥口設立水站救旱」『申報』1934年7月20日。
- 103) 「江陰/旱象已成電省報災」『申報』1934年7月1日。「江陰/計劃疏浚運河」『申報』1934年7月4日。「江陰/県府會商救濟旱災」『申報』1934年7月11日。
- 104) 「江陰/長晉省請建庁撥款救旱」『申報』1934年7月19日。「江陰/設機戽水救濟旱災」『申報』1934年7月21日。
- 105) 「江陰/華墅鎮發現蝗蝻」『申報』1934年7月27日。
- 106) 「杭州市酷熱」『申報』1934年7月1日。「杭州/農田得雨秋收有望」『申報』1934年7月22日。「杭州市疏濬西湖」『申報』1934年8月21日。「杭州市定期開辦平糶」『申報』1934年8月31日。
- 107) 「嘉善/法團代表晉省請領戽水機」『申報』1934年7月13日。「嘉善/県嚴禁高抬米価」『申報』1934年7月15日。「嘉善/全縣救災前後會議」『申報』1934年9月26日。
- 108) 「紹興/水旱後籌備防疫」『申報』1934年7月24日。「紹興/財府統又借款五十万」『申報』1934年8月3日。「紹興/亢旱不雨・縣府擬開放暫娥闈」『申報』

1934年8月3日。

- 109) 「全浙公会・縷陳防旱意見」『申報』1934年7月24日。「六十年来未有奇災・海寧賑濟會昨開會」『申報』1934年9月8日。
- 110) 「桐鄉縣繼續辦理・特種農民放款」『建設週刊』第132期, 1934年10月4日。
- 111) 「嘉興/県救災委員會成立」『申報』1934年10月14日。
- 112) 唐雄傑著・秋山洋造訳「安徽, 江蘇, 浙江, 江西四省米穀運輸過程の検討」(『溝鉄調査月報』第20卷第2号, 1940年2月) 211頁。原典は, 唐雄傑「皖蘇浙署米穀運輸過程之検討」『交通雑誌』第5卷第6~7期。
- 113) 前掲, 「安徽, 江蘇, 浙江, 江西四省米穀運輸過程の検討」212頁。
- 114) 社会経済調査所編『無錫米市調査』(支那経済資料12, 生活社, 1940年) 2~17頁。
- 115) 「蕪米暫禁出口」『申報』1934年8月9日。
- 116) 「本市新聞/顧馨一談・訂購洋米理由」『申報』1934年7月18日。
- 117) 「免稅採購洋米・先須調查糧価」『申報』1934年7月22日。
- 118) 「本市新聞/甘霖降兮禾田復甦・無購洋米必要」『申報』1934年7月23日。
- 119) 「雜糧業呈請當局・制止訂購洋米」『申報』1934年7月24日。
- 120) 「各方面・均認無採購洋米」『申報』1934年7月28日。
- 121) 「蘇州/反対取銷洋米進口稅」『申報』1934年7月29日。
- 122) 「本市新聞/顧馨一發表・訂購洋米意見」『申報』1934年7月25日。
- 123) 「本市新聞/荳米業公会昨会臨時大会・訂購洋米議決作罷」『申報』1934年7月31日。
- 124) 「米價連日飛漲」『申報』1934年8月7日。
- 125) 「米商期待洋米」『申報』1934年8月9日。
- 126) 「新穀登場洋米將到・米價日趨穩定」『申報』1934年8月16日。「本市新聞/社會局舉行登記後・洋米進口漸減」『申報』1934年8月18日。「天時亢旱米價統漲」『申報』1934年8月25日。「本市新聞/昨日秋陽肆虐・午後氣溫百零四度」『申報』1934年8月26日。「本市新聞/亢旱急需食糧」『申報』1934年8月26日。
- 127) 「本市新聞/市社會局・再開糧食會議」『申報』1934年8月26日。「糧食委員會限制米價」『申報』1934年8月29日。
- 128) 「本府實行緊縮・自動裁併各機關・旱災影響財政困難・以節公帑而資維持」『建設週刊』第130期, 1934年9月20日。